

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和5年11月21日(火) 午後1時30分から午後2時35分
場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

網谷繁彦、三國嘉彦、中村好成、森本太郎、坂田博美、鷺北英司、
濱田清人、荻野洋一、大浦清和、水島洋、島崎慎一、上野佳弘、
高松賢二郎、塩谷俊之、河合雅司

3 議長

議長：網谷繁彦

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

森本太郎、高松賢二郎

6 県職員

南條副主幹、野原技師

7 事務局職員

辻本事務局長

8 付議事項(議題)

(1) 共同漁業の免許について(諮問)

県水産漁港課の南條副主幹から、資料1により、「共同漁業の免許につ
いて」諮問された。

共同漁業権の免許の申請についての諮問ということで、県から網谷会長
あての諮問文を資料1につけた。今回9件の共同漁業権免許申請の一覧表
を付けた。まず、共第1号の申請については、朝日町漁業協同組合と泊漁
業協同組合の共同申請で代表者朝日町漁業組合から申請を受け付けた。共
第2号は入善漁業協同組合、共第3号はくろべ漁業協同組合、共第4号は
魚津漁業協同組合、共第5号は滑川漁業協同組合、共第6号はとやま市漁
業協同組合、共第7号は新湊漁業協同組合から、それぞれ申請を受け付け
た。共第8号は新湊漁業協同組合・氷見漁業協同組合の共同申請として代
表者氷見漁業協同組合から申請を受け付けた。共第9号は氷見漁業協同組
合から申請を受け付けた。いずれの申請についても、適格性の要件である

関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数を所属組合員がどれぐらいの割合で所属しているのかという表を一番右側につけており、いずれの組合についても、適格性の要件は100%であった。共同漁業権は団体漁業権であるが、その団体漁業権の申請については、水協法で定める総会の特別議決事項による確認が必要となっており、この確認についても、表の中央に、その結果が示されており、いずれの申請についても、賛成比率100%あるいは3分の2以上で賛成可決ということで条件をクリアしている。

委員から意見や質問等はなく、議題（2）に移った。

（2）第8次共同漁業権免許の適格性について（審議）

辻本事務局長から、資料2-1により、審査の具体的な方法について説明された。

海区事務局から進行方法についてお諮りする。まず、本委員会が適格性の審査を行う根拠と共同漁業権に係る適格性有無の判断基準を説明する。2つ目に、申請者の適格性に関する情報の整理をして、最後に、1件ずつ、定置漁業権と同様に、異議あり・なしの声で賛同いただくという形で審査をするという方向で進めたい。

委員からの質問や意見等はなく、共同漁業権免許における適格性の審査方法について、事務局案どおり承認された。

辻本事務局長から、資料2-1の1番に、共同漁業権の適格性を審査する根拠として、漁業法第70条に海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならないとされている。2番に、審査の具体的な方法として、共第1～9号まで1件ごとに、異議あり・なしの声で進めたい。万が一、異議ありの場合には、詳細に審議する。各委員の方々は、それぞれ共同漁業権を申請した漁協の組合員や組合長であると思うが、その場合であっても、審議に参加いただく。定置漁業権の場合には関係者は審議から外れていただいたが、共同漁業権に関しては審議に参加いただく。3番目の免許しない場合は、①～④のとおりとなっている。4番の地区や営む者、組合員に関する要件も満たしている。5番目に、県が求めた申請書類についても、すべての申請者が提出している。

委員から意見や質問等はなく、共同漁業権9件の審査を行うこととなった。審査は1件ずつ行われた。すべて「異議なし」とされ、申請者に適格性があることが議決された。これにより、資料2-3の答申案により、県から諮問のあった共同漁業の免許について、「異議なし」として答申することが承認された。

（3）富山県資源管理方針の改正について（諮問）

県水産漁港課の野原技師から、資料3により、「富山県資源管理方針の改正について」諮問された。

今回、2～21ページの新旧対照表をベースに、変更する箇所について説明する。県では、漁業法第14条に基づいて、国が定める資源管理基本方

針に即した富山県管理方針を定めているところであるが、カタクチイワシとウルメイワシが TAC に指定されることにより、今回、カタクチイワシを別紙 3 から別紙 1 へ移行し、ウルメイワシを別紙 1 に追加する必要がある。また、マイワシが数量明示から現行水準へ変更されたことによる管理手法の変更および漁業権切り換えによる定置網の免許統数を漁獲努力量への反映がある。さらに、別紙 3 に 3 魚種を追加するという点が、今回の主な変更点になっている。なお、これらの変更案は、事前に水産庁の確認を経ている。

漁業権の切り換えに伴い、切り換え後の大型定置の免許統数 76 を漁獲努力量の上限に反映している。こちらはマアジ、スルメイカ、サバ類などに関係するところになっている。3～4 ページに、マイワシが数量明示から現行水準となったため、資源管理の方向性を現行水準で管理している他の魚種と同様なものに変更している。6～7 ページに、新たに TAC 魚種として指定されるカタクチイワシ対馬暖流系群およびウルメイワシ対馬暖流系群について、新たに別紙 1－8 および 1－9 に資源管理の方向性を定めている。なお、この 2 魚種に関しては、ステップアップ管理という段階を踏んだうえで TAC への移行となるため、現在、他魚種にあるような大型定置の免許統数の漁獲努力量を設置しておらず、ステップ 3 へ完全に移行した段階、他の TAC 管理魚種と同様の管理の段階になった時に、第 4 「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」を免許統数に関する記載を追加するということで、水産庁の担当者と調整している。また、カタクチイワシの第 4 「漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」に関して、各都道府県においてシラスの漁獲がある場合は、シラスに対する漁獲努力量を増加させないように努めると記載することとされ、本県でも、定置網により一定程度の漁獲量が確認されていたことに鑑み、水産庁担当者と協議のうえ、記載するように指示を受けた。8 ページから、第 2 「資源管理の方向性」について、水産庁の書きぶりに改める。カタクチイワシが、既存の別紙 3－6 に設定されていたため、今回、別紙 1 への移行に伴い、別紙 3 の 6 「アカムツ」から繰り上げる。19～21 ページに、魚種ごとに資源管理の目標を設定する必要があり、主に漁獲している魚種について別紙 3 に追加してきた。今回、朝日町漁協の採貝採藻に関する計画および採貝採藻を協定に移行させるためにワカメを、氷見漁協の採貝採藻の計画を協定に移行させるためにテングサを追加することとした。ワカメに関しては、漁獲努力量を維持していくという方向性で、平成 25 年から令和 4 年の漁獲量平均値の上下 20% の範囲内で管理していくこととしている。テングサについては、平成 28 年から令和 4 年の漁獲量平均値の上下 20% の範囲内で管理していく方向性としており、その理由として、氷見だけの漁獲がある平成 28 年度から令和 4 年度の漁獲量で定めた。今後、2 年半に 1 度の見直しの際に漁獲量を反映し、管理の方向性を変えていくことで対応したい。アオリイカについては、既存計画の管理対象魚種として記載があること、一定程度の漁獲量があること、県内において漁業者による魚礁の設置による資源造成の動きがあることを考

慮し、資源管理の方向性を定めることとした。資源管理の方向性では、過去の漁獲量変動に収めるため、平成 10 年から令和 4 年の年間漁獲量の範囲のうち、中位以上の漁獲量を目標として定めている。

委員から意見や質問等はなく、資料 3 - 1 の答申案により、県から諮問のあった富山県資源管理方針の変更について、「異議なし」として答申することが承認された。

- (4) 知事管理漁獲可能量の設定について（まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群）（諮問）
県水産漁港課の南條副主幹から、資料 4 により、「知事管理漁獲可能量（まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群）の設定について」諮問された。

マアジ、マイワシ、カタクチイワシ、ウルメイワシの令和 6 管理年度 TAC 魚種について諮問ということで説明する。令和 6 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの管理期間としてマアジとマイワシ、そして令和 6 年から新たにカタクチイワシとウルメイワシが TAC 魚種として追加になった。まず、マアジの令和 6 管理年度の管理方法については、令和 5 年と同様に現行水準で目安数量は 1,414 トンとなっている。マイワシについては、今まで数量明示であったが、令和 6 年からは現行水準に変更になる。マイワシの令和 6 年度の現行水準の目安数量として 11,526 トンということで水産庁から連絡があった。カタクチイワシについては、カタクチイワシ対馬暖流系群全体の漁獲量 77,000 トンの内数という表記になっている。新しく TAC 魚種となった魚種については、3 段階のステップを経て TAC 管理する制度となっている。ステップ 1 として TAC 報告を義務化し、数量管理を特に各県には求められない。ステップ 2 に入ると、各都道府県に漁獲量が配分されるが、その数量についてはあくまでも目安数量で、すなわち現行水準と同じ扱いで TAC 管理を行う。ステップ 3 になると、現在の TAC と同様の制度となり、数量明示となる県は数量を守らなければならない、現行水準となる県は目安数量が割り当てられる。ステップ 1 ~ 3 については、概ね 3 年程度で進められる。カタクチイワシについては、令和 6 年管理年度からステップ 1 が進められる。ウルメイワシについては、対馬暖流系群全体の漁獲量 44,000 トン以内に収めるということでステップ 1 の管理が始められる。

委員から意見や質問等はなく、資料 4 - 1 の答申案により、県から諮問のあった知事管理漁獲可能量の設定（まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群）について、「異議なし」として答申することが承認された。

- (5) 令和 5 管理年度における融通等によるくろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

県水産漁港課の南條副主幹から、資料 5 により、「令和 5 管理年度における融通等によるくろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について」諮問された。

本件は、前回7月の海区漁業調整委員会で協議いただいた内容となっている。クロマグロのTAC管理は、海区漁業調整委員会の諮問を経て、各県あるいは県内の各漁協へ漁獲量を配分するという制度で運営してきた。ただし、この方法では、増枠配分となった場合に、そのタイミングごとに海区漁業調整委員会を開いて諮問を受けなければならない。スムーズにやらなければならないが、手続きが煩雑という課題があった。今回、この配分方法について、海区漁業調整委員会に諮問したうえで、増枠が出たタイミングでスムーズに各漁協に枠を配分するというような方法に変更したい。前回の海区漁業調整委員会で協議した結果、特に「異議なし」という意見であった。その後、各漁協に対しても意見等を求めたが、特に異議等はなかった。配分の仕方については、これまで通り、当初枠の割合で各漁協の漁獲量を使って按分していく。実際に増枠があった場合には事後報告として海区に報告する。クロマグロのTAC管理については3月までが管理年度となっており、今後の融通などで富山県が増枠になった場合は、今回の海区の諮問を踏まえて、スムーズに各漁協に配分できることになる。

網谷会長から、マグロの漁獲量の融通は、他県から工面してもらうということで、他県から来たものを今までの通りの割合で配分するという説明であった。マグロ資源が増えてきた段階で、突発的なマグロの水揚げがある可能性が随分増えてきている。突発的な水揚げに対応するため、1年遅れでも良いが昨年の分を今年に回すというような、血の通った対応はできないか。

南條副主幹から、水産庁からの情報を聞くなかでは、そういった事例はない。クロマグロの会議は頻繁にあるため、この意見を、富山県の意見として伝えていきたい。

網谷会長から、先日、下関市で日本海ブロックの会議のときにも同様の話が出た。他県でも同じことを考えている方が随分いると思う。今のままだと、例えば1日何トンのマグロが入り、そのままほとんど廃棄となると、大漁に喜ぶのかという感じを受ける。どこかの定置網でも、今年ぐらいから起こりうる。例えば1年間突発的な水揚げがなければ、翌年度にその漁獲量を配分するような。どれだけの水揚げを称して、突発的な水揚げと言っていいのか、その辺も難しいところもある。

塩谷委員から、このようなクロマグロの資源管理は、いつまで続くのか。見通しはあるのか。

南條副主幹から、見通しについては、具体的な数字は出ていない。資源の回復のスピード自体は、想定したよりも早い状況であるため、希望的観測から言えば、当初予定していたよりは、少し前倒しになってくるのではないかと思う。海外を含めた資源管理となっているため、海外の考え方が日本とマッチしないところもある。日本の状況を受け入れられないと、増枠とか管理をもう少し緩めるといった話には結びつきにくい。水産庁の交渉次第ということもある。水産庁でも国内の状況を説明し理解を求めている。

網谷会長から、このTACは将来増えていく可能性はあると思うが、TAC制度の資源管理が完全になくなるということはない。

中村委員から、実際問題として、潰している資源が相当数ある。捕っても揚げられない。資源の無駄遣いである。

この他、委員から意見や質問等はなく、資料5-1の答申案により、県から諮問のあった令和5管理年度における融通等によるくろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について、「異議なし」として答申することが承認された。

(6) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について（報告）

辻本事務局長から、資料6により、「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について」報告された。

令和5年7月11日に網谷会長が全国海区理事として水産庁に出向き要望したところ、令和5年8月31日付けで文書により回答があった。3ページに、「密漁もの」の流通防止について、全国的にアワビとナマコの密漁が多く、水産流通適正化法に基づいて、国と県が連携し密漁防止に取り組んでいくという回答があった。4ページに、クロマグロの資源管理があり、資源の回復目標が達成し、次期回復目標として漁獲がない場合の資源量の20%である約13万トンまで回復することが令和5年度に達成する見込みである。1番にあるとおり、水産庁から、「ご指摘のとおり太平洋クロマグロの資源は順調に回復しており、次回の太平洋クロマグロの資源評価が行われる2024年に、最新の資源状況に見合った措置の更新ができるよう、努力していきたい。」との回答が得られた。このような資源の回復に合わせて国家間で協議し、その結果が徐々にTACの増枠に反映されていく。8ページの3番に、クロマグロ遊漁者の関係で、本県から要望していた項目になる。遊漁による漁獲報告が十分にされていないことや報告に時間がかかり、タイムラグがあって漁獲制限ができていない。2番の水産庁による回答では、漁獲報告については、今年度から陸揚げ後10日から5日に短縮し、迅速な報告を求めていることに加え、水産庁ホームページで最新の採捕量を随時更新し、採捕停止の際は、都道府県や釣り関係団体を通じて遊漁者への周知徹底を行っている。また、アプリなどを使いながら、報告の短縮化も水産庁から遊漁者団体に依頼されている。15ページの3②に、新たな資源管理措置等について、近年、TAC魚種としてカタクチイワシやウルメイワシが追加される。TAC魚種が新たに追加されることに対して、漁業者への説明をわかりやすく行うことや行政・研究機関の指導のもと、漁業実態や経済価値を踏まえた実行可能性について丁寧に議論し、慎重に進めることを要望した。水産庁から、「新たなTAC対象魚種の追加に当たっては、当事者である漁業者の意見を十分に聴き、行政や専門家との意見交換を行い、関係者の理解を得ながら進めることが重要と考えている。」との回答があった。16ページの3③に、資源管理を徹底すると漁業収入の減少が懸念されることへの対応を要望した。水産庁の回答として、「適切な水準に資源を回復・維持することを目指す過程で、一時的に減収が生じるような場合には、適切な資源管理を行う方に対して、漁業経営セ

ーフティーンネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。」との回答があった。26 ページの1③に、遊漁と漁業の調整に関して、遊漁者の資源利用の実態把握としての要望に対して、水産庁から、「今国会で成立した改正遊漁船業法については、遊漁船の利用者の安全確保を目的としつつも、地域の水産業との調和のとれた遊漁船業法の振興を柱に掲げており、遊漁採捕量の把握に遊漁船業者の協力を得る仕組みを作ることができないか検討しているところ。」との回答があった。

委員から意見や質問等はなかった。

(7) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の概要について
(報告)

辻本事務局長から、資料6により、「全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の概要」報告された。

本会議は、令和5年10月12日に山口県下関市で開催され、網谷会長と辻本事務局長が出席した。日本海ブロックに対して、クロマグロの資源管理、特に遊漁対策について、網谷会長から要望していただいた。引き続き、全漁調連を通じて要望していく。現在、網谷会長が全漁調連の理事になっており、その任期が令和7年5月までとなっている。次の役員は、山形、新潟、石川、京都、山口日本海の海区から5名が選出されることになっている。

委員から意見や質問等はなかった。

(8) その他

県水産漁港課の南條副主幹から、定置網への遊漁者の繋がり問題について、今後の対応について提案があった。

定置網に繋がって釣りをする問題を難しくしている要因として、富山県漁業調整規則で客観的に定置網への魚群を分散させる行為を示すことができないことがある。このため、厳しく取り締まりを行えない。県では、海区漁業調整委員会指示を使って、定置網に繋がる遊漁者に対して具体的な規制をかけることができないか検討している。海区漁業調整委員会指示として発出することについてのご意見を伺いたい。仮に、委員会指示を出しても良いという話になれば、根拠となる量的な客観的データを整理しなければならないので、その場合、海区漁業調整委員会事務局から各漁協に対して、定置網に繋がって釣りをする被害状況についてアンケートをとりたい。さらに、委員会指示を出すスケジュールについても伺いたい。

塩谷委員から、是非ともすぐにやっていただきたい。怪我也結構ある。

鷲北委員から、量的なものは、どのようなことなのか。全部ではないが定置網に引っかかっていたルアーを保管している。

南條副主幹から、定置網にルアーが何個引っかかっていた、あるいは定置網に繋がっている人を何回見かけたなどを整理していただきたい。

中村委員から、ルアーよりも釣針は見えにくいので、手に刺さる被害が多い。定置網の中で釣りをする遊漁者もいる。

上野委員から、遊漁船よりも個人のプレジャーで出ている人が多く、定置網に繋がって釣りをしている。

南條副主幹から、周知することも大事である。遊漁船業者の登録名簿は県にあるので周知が可能であるが、一般の方々にはなかなか周知できない。看板のほか釣具店にチラシを入れているが、見てもらえるように引き続き依頼していく。

塩谷委員から、船舶免許の更新時に講習・指導をしてほしい。また、厳罰化も検討いただきたい。

この他、委員から意見や質問等はなく、次回以降の委員会において、遊漁対策の手続きを進めることが了承された。

(9) 次回委員会

次回の委員会は、令和6年2月15日(木)13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和5年11月21日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____